

保険業務における先端的デジタル技術の実践的活用

保険会社におけるブロックチェーン実装の傾向②

【第4回】

ブロックチェーン技術をリードするのは比較的新興企業であるが、実装に関して大いに関心を持つのは伝統的な企業である。前回の記事で伝統的な保険モデルに対してブロックチェーンを適用した事例について説明した。伝統的な保険業務の軽減に寄与する可能性の高い業務、本人確認業務、不正検出業務、そして契約管理業務において有用であることが明確となった。今後、多くの国で規制が整備され、これらの業務にブロックチェーンが大いに適用されていくことだろう。今回はブロックチェーン実装におけるブロックチェーンについて説明する。それは品質管理、世界中の法整備など、ユーザの保護に関して重要な意味を有する。その意味では各企業のCIO(最高情報責任者)やITコントローラにとつては必須の知識になると思われる。

1. ブロックチェーン実装時のチャレンジとは何か

ブロックチェーン実装に伴う利益とチャレンジとは何か。多くの書籍、セミナー等では、ブロックチェーン実装は将来的に不可欠なものであり、多くの利益をサービス利用者と提供者の双方にもたらすことになる」と説明されるが、われわれは一つの技術に関して多角的にその特性を分析しなくては行けない。ここで分析の基本的手法であるSWOTを試みることにした(図表1)。



【監修】

コグニザントジャパン 金融事業部ディレクター

高橋 正敏



【執筆者】

コグニザントジャパン 金融事業部シニアマネージャー スチヨンド・チャタルジ

図表1 ブロックチェーン実装のSWOT分析

Table with 2 columns: Strengths/Weaknesses and Opportunities/Threats. Lists 4 points for each category.

出典：MDPI (Multidisciplinary Digital Publishing Institute) 管理の記事 1999-5903/10/2/20

図表2 インド保険コンソーシアムのPOC実装機能

Table with 2 columns: 機能 (Function) and 詳細 (Details). Lists 6 functions like data sharing, search, notification, etc.

出典：コグニザントジャパン 保険コンサルティング部門

によって必要な情報が不足するという懸念に對しては、同業他社を巻き込んだ大掛かりな仕掛けを用意することで充実したコンソーシアムが策定でき、活発な情報交換が可能になる。また、法律が未整備のため、世界中で政府が統一した管理を行うことが困難ということがある。法律の整備を待たないで、R3社が実装するCORDAに関しては、リリース前に大規模な性能検証を行っている。R3社が中心となっているコンソーシアムは、多くの実績を有している。また、日本の東京海上日動とNTTデータが実施した実証実験(注)において、品質保証としてさまざまな関係者(荷送人、荷受人、金融機関、保険会社等)が同時に分散型台帳上で、適切なアクセス性能の確認、業務効率性の実証、そしてセキュリティの整備が課題となっている。

2. 世界の法的整備状況

ブロックチェーンの普及に伴い、世界各国で法的整備が課題となっている。

ローカルに対応するべき面と世界統一で構築していく必要がある規制があるが、大きく分けて次の2点で法的整備が進められていると考えられる。

(1) 仮想通貨

リテールな面において早急な法的整備が求められる分野が仮想通貨の取り引きである。この分野については、米国で連邦(全国)レベル、州レベルで規制が整備されている。連邦レベルでも複数の規制当局が存在する。米国規制当局の一つ、CFETC(米商品先物取引委員会)は、2015年9月に仮想通貨を通貨ではなく、穀物や指数的なコモディティとして取り扱おうという前提の規制を成立させた。17年になると、SEC(米国証券取引委員会)が仮想通貨の中でも特定のタイプのみを有価証券として扱おうとも発表した。

(2) ICO(Initial Coin Offering)

ICOとは端的に言う、事業開始のための資金調達をエクイティではなく仮想通貨を利用して行うことである。この場合の仮想通貨はトークンと呼ばれ、株式と同様に、投資家は値上がりが見込める。17年10月に日本の金融庁はICOに関して利用者と事業者双方に注意喚起を促しており、現時点ではICOを禁止するような動きはない。

3. ブロックチェーンの安全な活用のために

金融機関は社会における重要なインフラであり、だからこそ多くの規制が存在する。ブロックチェーンがデータ管理において画期的な役割を果たすことについては多くの読者にとって納得できるところだと思つた。

またEUや日本でも仮想通貨の法的整備が進められている。欧州のECB(欧州中央銀行)とEBA(欧州銀行監督局)が、12年、13年に仮想通貨に関する規制の勧告を発表した。その勧告に基づいてEUが、AML(アンチマネーロンダリング)規制に仮想通貨の項目を追加した。日本は17年4月に、これまでの資金決済法で、将来性のあるブロックチェーン技術を活用した決済手段としての発展を目指しているが、仮想通貨法が制定され、利用者保護へと切り替えることとなった。

術を活用した決済手段としての発展を目指しているが、仮想通貨法が制定され、利用者保護へと切り替えることとなった。 (注)東京海上日動プレスリリース(17年4月24日)より抜粋。 【スチヨンド・チャタルジ氏のプロフィール】大手コンサルティングファームにて、保険業、小売業、ロジスティクス業界向けに10年以上にわたるコンサルティング業務に従事。それ以前は、世界的ソフトウェア企業にて欧州、中東、日本、インドでサービス提供を実施した。現在は、日本国内で保険会社対象に業務プロセス改善、ITデリバリー関連のコスト削減支援を行っている。サブライチェーン領域にてMBAを取得。またLOMA(米国生命保険管理学会)経営士資格を保有。英語、日本語、複数のインド系言語に精通しており、クライアントとのコミュニケーションの高度に定評あり。コグニザントジャパン保険コンサルティング部門に所属。